

南成瀬地区小学校 新たな学校づくり基本計画進捗状況

章番号	取組項目/担当部課	取組内容	2023	2024	2025	2026	2027	2023年度における事業到達目標	2023年度における事業到達実績	2024年度における事業到達目標			
3章1	施設整備 【学校教育部施設課】	①建設スケジュール(PFI)	PFI事業者公募準備・選定		新校舎設計・建設(南第二小校舎解体含む)			・事業者選定のための施設整備仕様を決定します。	・施設整備の仕様を決定し、PFI事業者の公募を実施しました。	・PFI事業の契約締結を行い、新校舎の設計業務を進めます。			
		②建設スケジュール(南成瀬小改修)	南成瀬小改修に係る基本・実施設計	南成瀬小改修工事等						・教室の整備内容を調整し、2024年度工事に向けた設計を行いました。	・既存校舎の教室整備工事、不足する教室の増築工事を行います。		
3章2	通学関連 【学校教育部学務課・学校教育部指導課】	①既存通学路点検(南第二小学校)	点検・安全対策実施		南第二小・南成瀬小統合校での安全対策実施・効果の検証			・6月～7月に実施します。	・既存通学路の安全点検を6～7月に実施しました。	・2023年度に実施した既存通学路の安全対策の効果を検証します。			
		②既存通学路点検(南成瀬小学校)											
		③新たに通学路に設定される個所の安全対策	安全点検・対策内容決定	安全対策実施・進捗確認	対策効果の検証	安全対策実施・進捗確認		・実施内容を決定します。 ・実施が可能な対策については、23年度下半期から実施します。 ・学校・協議会で調整し、新通学路の原案を作成します。	・合同安全点検の結果を踏まえ、白線の引き直し等の安全対策を検討しました。 ・新通学路の原案を作成しました。	・新通学路を基に安全対策を実施します。			
		④安全教育の実施	安全教育の実施			教育課程上の安全教育の検討		・学期末・学期はじめ等に継続して実施します。 ・教育課程編成の中で指導を行います。	・各学校において、安全教育を実施しました。 ・統合を見据えた安全教育の実施をするよう指導しました。	・学期はじめ・学期末等に継続して実施します。 ・教育課程編成の中で指導を行います。			
		⑤その他の安全対策	対策内容検討・決定			決定した内容から順次対策実施		・新通学路の原案を基に検討を行います。	・新通学路の原案を基に検討を行いました。	・新通学路の原案を基に引き続き検討を行います。			
		⑥通学先を選ぶようにする	制度周知	申請受付	決定通知		制度周知	申請受付	決定通知	・年度前半に制度内容を決定します。 ・年度後半に個別のお知らせ等の制度周知を行います。	・6月に制度内容の方針を決定しました。 ・10月に保護者へ個別のお知らせを配布し、学校位置が変わる南第二小では、特例措置についての説明会を実施しました。 ・24年度新1年生にも入学説明会にて周知しました。	・学校統合等の特例措置による学区外通学の申請・受付を行い、決定通知を送付します。	
		⑦様々な視点から負担軽減を検討する	具体策の検討	関係機関調整		具体策の検討	軽減策の実施		関係機関調整		・荷物らくらく登校の試行実験(本町田地区3校での実施)を通して、荷物軽減に関する課題を抽出します。	・らくらく登校の試行(第一弾・第二弾)をしました。	・らくらく登校の試行結果を踏まえ、荷物負担軽減策を検討・実施します。
		⑧路線バスを利用して安心して通学できるようにする	乗り方教室等の検討	学校での対応の検討		乗り方教室等の実施	乗り方教室等の検討	乗り方教室等の実施		・年度後半で乗り方教室を実施します。 ・一部路線の時刻変更についての協議を完了します。	・2月に南第二小学校で路線バスの乗り方教室を実施しました。 ・一部路線の時刻変更について協議を行いました。	・路線バスの乗り方教室を実施します。 ・路線バスの時刻調整の協議を完了します。	
3章3	学校統合における児童への配慮 【学校教育部指導課】	①児童同士の事前交流	南第二小・南成瀬小の事前交流内容の調整・実施		統合校の教育課程の編成			・授業の時間をういた交流や地域のイベントを通して、統合対象校の児童の交流を実施します。	・授業の時間をういた交流や地域のイベントを通して、統合対象校の児童の交流を実施しました。	・引き続き、授業の時間をういた交流や地域のイベントを通して、統合対象校の児童の交流を実施します。			
		②生活時程や学校生活の決まりごとの調整	南第二小・南成瀬小の生活時程・学校生活の決まりごとの調整					・該当校同士で、新たな学校の開校年度に向けて、計画的に準備を進められるようにします。	・該当校同士で、新たな学校の開校年度に向けて、計画的に準備を進めています。	・引き続き、該当校同士で、新たな学校の開校年度に向けて、計画的に準備を進めます。			
		③特色ある教育活動の調整	南第二小・南成瀬小の教育活動・教育目標の調整		南第二小・南成瀬小統合校において教育活動実施			・統合対象校各校における特色ある教育活動の確認を進めます。	・統合対象校各校における特色ある教育活動の確認を進めています。	・統合新設小学校における教育活動を決定します。			
		④教員人事に関する要望	南第二小・南成瀬小統合に向けた東京都への人事要望					・学校統合に伴う児童の不安や負担を軽減し、かつ統合校でのより良い教育活動が行える教員人事を実現に向けて、東京都教育委員会に対して、求められる教員の配置について要望を行います。	・東京都教育委員会の新しい学校づくり重点支援事業において、統合校への2024年度の教員加配措置の決定を受けました。	・統合校の教員人事構想を2025年4月に実現させるため、東京都教育委員会に対し、教員の配置について要望を行います。 ・東京都教育委員会の新しい学校づくり重点支援事業において、統合校への2025年度の教員加配措置の決定を受けます。			
		⑤相談体制の継続と周知	スクール・カウンセラーとの相談体制の継続・制度周知					・統合に係るスクールカウンセラーの相談支援体制等の検討を行います。	・統合に係るスクールカウンセラーの相談支援体制等の検討を進めました。	・統合時移行期間における児童への配慮として、スクールカウンセラーの相談支援体制等の検討を更に進め、検討内容に応じた対策等に取り組みます。			
3章4	学校運営協議会と地域協働活動 【学校教育部指導課】	①学校運営協議会の合流	南第二小・南成瀬小の統合に向けた体制及び委員構成の検討・決定		統合校の地域学校協働活動内容の検討	南第二小・南成瀬小統合校において地域学校協働活動実施		・学校運営協議会委員や校長にスケジュール等の説明を行います。	・2023年8月までに方針や手続きを決定しました。	・方針に従い手続きを行います。			
		②ボランティアコーディネーターの配置	2025年度の開校に向けた構成や人数の検討・決定			南第二小・南成瀬小統合校において地域学校協働活動実施		・ボランティアコーディネーターや校長にスケジュール等の説明を行います。	・2023年8月までに方針や手続きを決定しました。	・方針に従い手続きを行います。			
		③学校支援ボランティア等の調整	各校の活動・担い手の整理・調整			南第二小・南成瀬小統合校において地域学校協働活動実施		・ボランティアコーディネーターや校長にスケジュール等の説明を行います。	・2023年8月までに方針や手続きを決定しました。	・方針に従い手続きを行います。			
3章5	保護者と教職員による組織(PTA) 【生涯学習部生涯学習総務課】	各校PTAの話し合いに係る調整	必要に応じて、各校のPTAの話し合いに係る調整の実施				・各校PTAの話し合いに係る調整を適宜実施します。	・各校PTAによる打合せを開催しました。	・引き続き各校PTAの話し合いに参加し、必要な情報提供等を行います。				
3章6	歴史の継承 【学校教育部新たな学校づくり推進課】	①物品	①設計内容を踏まえて、継承する物品の継承方法決定 ②継承する物品の一時保管先検討 ③継承しない物品の処分手続き		①継承する物品の新校舎への設置準備 ②継承しない物品の処分手続き		・推進協議会委員等と協議の上、各校に残る物品の継承、保存及び保存後の鑑賞方法等並びに物品の処分に関する方向性を決定します。	・推進協議会委員等と協議の上、各校に残る物品の継承、保存及び保存後の鑑賞方法等並びに物品の処分に関する方向性を決定しました。	・決定した方向性に基づき、継承に向けた作業を進めていきます。				
		②活動	活動内容の継承方法を実施主体において検討・実施					・各校で実施されている教育活動について、教育課程への編成を考慮のうえ、統合対象校の校長で確認及び調整を進めます。	・各校で実施されている教育活動について、教育課程への編成を考慮のうえ、統合対象校の校長で確認及び調整を進めています。	・引き続き、各校で実施されている教育活動について、教育課程への編成を考慮のうえ、統合対象校の校長で確認及び調整を進めます。			
3章7	校歌・校章 【学校教育部新たな学校づくり推進課】	校歌・校章	作成方法等の検討・決定	作成	事前交流で使用	南第二小・南成瀬小統合校で校歌・校章を使用		・校歌校章の作成にあたっては、児童の意見表明の機会を設けることを重視のうえ、統合対象校の校長と事業の進め方等を決定します。 ・推進協議会に諮りながら、校歌校章の作成依頼先を決定します。 ・専門家又は連携先の大学へ正式に依頼を行ったうえで、作成を進めます。 ・物品の移転、リユース、廃棄等を実施するうえで、一連の流れやスケジュールを決定します。	・制作にあたり、児童への意見募集や制作に携わるなどの取り組みを行いました。 ・制作依頼先を決定しました。	・2024年9月頃を目途に、校歌・校章の制作を完了します。 ・2024年度下半期にお披露目会を実施します。			
4章1	引越し 【学校教育部教育総務課】	①引越し	統合校への物品等移設に向けた契約事務・必要物品移設		統合校への物品等移設に向けた契約事務・必要物品移設		・物品の移転、リユース、廃棄等を実施するうえで、一連の流れやスケジュールを決定します。	・物品の移転、リユース、廃棄等の、一連の流れやスケジュールを決定しました。	2025年4月1日時点で必要となる物品等が揃っているように、3月31日までに引越しを完了させます。				
		②担当者連絡会	役割分担の確認、スケジュール共有等		役割分担の確認、スケジュール共有等		・担当者連絡会で役割分担やスケジュールの共有を行い、統合対象校の担当者間も連携ができるよう適宜必要な情報の共有等を行います。	・学校及び庁内の関係部署を集め、新たな学校づくり作業部会引越し関連部会を行い、スケジュールの共有や役割分担の確認を行いました。	必要に応じて引越し関連部会全体で集まり、情報共有等を行います。				
		③物品整理	物品の整理、廃棄、売り払い		物品の整理、廃棄、売り払い		・移転、廃棄、リユース等の方針を決定し、物品リストを作成します。	・該当の学校に対して、現在配備されている各物品の移転・廃棄等の選定及びリストの作成等を依頼しました。また、作成されたリストについて、関係部署に共有しました。	配備されている各物品の移転・リユース・廃棄等の最終方針を決定します。				

章番号	取組項目/担当部署	取組内容	2023	2024	2025	2026	2027	2023年度における事業到達目標	2023年度における事業到達実績	2024年度における事業到達目標	
4章2	学校給食 【学校教育部保健給食課】	①実施方法	南第二小・南成瀬小統合校の給食実施に向けた 必要備品移設		南第二小・南成瀬小統合校での給食提供			・統合校で安定した給食提供ができるように、必要備品等の確認を行います。	・統合校で安定した給食提供ができるように、必要備品等の確認を行いました。	・統合校で安定した給食提供ができるように、必要備品等を整備します。	
		②施設整備			新校舎の給食室整備						
		③物品整理			必要備品整理・移設						
4章3	避難施設 【防災安全部防災課】	①地域防災計画修正	①避難施設別避難者数推計実施 ②地域防災計画修正					・避難者数推計を実施します。	・避難者数推計を実施しました。 ・地域防災計画を修正しました。	・2023年度に到達済み。	
		②避難先/避難スペース	新校舎建設期間中の避難先の検討、地域調整、決定		新校舎使用開始後の避難先の検討、地域調整、決定			・南第二小学校を避難先としている自主防災組織に対して、年度内を目途に新たな避難先を決定し周知します。	・避難施設関係者連絡会において、「成瀬高校」を新校舎建設期間中の代替避難先とすることを決定しました。	・新校舎建設期間中の代替避難先である「成瀬高校」で、避難施設関係者連絡会及び避難施設開設訓練を開催します。	
		③備蓄物資	物資移動		物資移動			-	-	-	
		④学校跡地の活用	学校跡地活用の検討・決定						・上記「避難施設①地域防災計画改定」の避難者数推計結果を基に、学校跡地における防災機能の引き継ぎを検討します。	・避難者数推計結果を基に、学校跡地における防災機能の引き継ぎを検討しています。	・引き続き、避難者数推計結果を基に、学校跡地における防災機能の引き継ぎを検討します。
		⑤協定締結	協定締結に向けた協議						・協定先となる民間企業や私立学校の選定を進めます。	・日本大学学生寮(パンデリアン町田)と避難広場利用の協定を締結し、日本大学第三学園と避難施設利用の協定を締結しました。	・引き続き、協定先となる民間企業や私立学校の選定を進めます。
4章4	学童保育クラブ 【子ども生活部児童青少年課】	①児童への配慮	引き継ぎ内容等の検討・実施		引き継ぎ内容等の検討・実施			・事業者間の十分な引き継ぎ期間を設けるとともに、放課後児童支援員への研修を実施し、保育の質の維持・向上を図ります。	・今後の指定管理委託について、指定管理者が変更となった場合の引き継ぎ期間を14日から90日に拡大するよう仕様を変更しました。 ・放課後児童支援員の研修については、発達に応じた育成支援などのテーマで実施し、保育の質の維持・向上を図りました。	・事業者間の円滑な引き継ぎを実施します。また、放課後児童支援員への研修では、環境変化の影響を最小限に抑えるため、児童の育成支援について理解を深めることができるようなテーマで実施し、保育の質の維持・向上を図ります。	
		②管理運営	運営事業者の選定・運営		児童や保護者が安心して利用できる管理・運営方法の検討			・町田市指定管理者ガイドラインに基づき選定を進めています。 ・新たな学校づくりに合わせた「まちとも」との連携方法などの検討を進めます。	・町田市指定管理者ガイドラインに基づき、統合までの1年間を運営する事業者を非業券により選定しました。 ・新校舎開校に向けた「まちとも」や「放課後活動」との連携について、それぞれの活動場所を近接して配置することをPFI事業の要求水準書に位置づけました。	・新校舎建設期間における事業者の選定を行います。また、「まちとも」や「放課後活動」との連携についてさらに検討を進めます。	
		③施設整備	施設整備検討		既存スペースを活用した学童保育クラブの実施 新校舎の学童保育クラブの施設整備			・高学年児童を含めた入会ニーズを踏まえたうえで、育成スペースの整備場所やスケジュールなど、教育委員会と協議を進めていきます。	・統合に伴い増加する入会児童数(推計値)に基づき、育成スペースを拡張することを決定しました。 ・PFI要求水準書に、学童保育クラブとして必要とする各諸室の面積や設備などの要件を反映しました。	・新校舎建設期間における育成スペースについては、入会申請児童数に応じて確保します。 また、育成スペースの活用方法等のルールについては、学校や事業者と調整を進め、決定します。 ・新校舎における育成スペースについては、運用面も念頭に置いた設備や機能の配置の検討や、庁内外の関係者との調整を進めます。	
		④行き帰りの安全対策	新たな通学路の状況を踏まえた安全対策の検討・実施						・これまでの安全対策を継続しつつ、新たな通学路の状況を踏まえた安全対策案を作成します。	・これまでの安全対策を継続しつつ、地区ごとの状況を踏まえた安全対策の実施に向けて、他自治体における取組事例の収集や利用者の実態把握やニーズ調査を実施しました。	・各地区の新たな通学路の状況を踏まえた安全対策を統合時に実施できるよう、具体的な取り組み内容を決定します。また、関係者との調整や利用者への周知を行います。
4章5	放課後子ども教室「まちとも」 【子ども生活部児童青少年課・学校教育部指導課】	①環境整備	利用状況の把握		環境整備後の課題抽出・対応			・利用状況を把握し、まちとも運営協議会や教育委員会と学校が統合した際の活動環境について課題などを共有します。	・まちとも運営協議会や教育委員会と学校が統合した際の活動環境について児童の動線といった活動スペースの使用法に関する課題を共有しました。 ・2025年度の統合に向けて、教育委員会や学校と調整のうえ、新たに第二音楽室を活動スペースの候補としました。	・新たな活動スペースの課題を調査し、利用者数の増加に伴う部屋の活用方法なども踏まえた環境整備を行います。 ・活動準備室の整備を施設課と調整のうえ行います。	
		②管理運営	まちとも運営協議会との調整		まちとも運営協議会との調整			・統合するまちとも運営協議会同士の顔合わせを行い、現在の活動状況や統合後の運営に関する課題などを共有します。	・各まちとも運営協議会と打ち合わせ機会を設け課題のヒアリングを行いました。 ・ヒアリングで挙がった活動スタッフの確保や学校ごとの運営方法の違いといった課題について、教育委員会や学校と情報共有を行いました。	・まちとも運営協議会統合に伴う、予算、備品などの重複する資源を調整します。 ・児童の受け入れ方法や見守りの仕方など学校ごとに異なる運営のルールについてすり合わせを行います。	
		③下校の安全指導	①新たな通学路の状況を踏まえた安全対策の確認・調整 ②安全対策を踏まえた指導						・統合後の通学路の状況を踏まえた安全対策案を作成します。	・教育委員会が検討している「新たな通学路の状況を踏まえた安全対策」について、情報共有を行いました。	・学校が作成した「新たな通学路の状況を踏まえた安全対策」に基づきまちとも運営協議会が安全指導を行えるよう調整を進めていきます。
4章6	学校施設の活用 【生涯学習部生涯学習総務課・生涯学習部生涯学習センター・文化スポーツ振興部スポーツ振興課・学校教育部教育総務課】	①学校施設利用制度 検討・運営	各学校開放運営委員会代表への説明会や意見聴取の実施		順次・新制度への移行			・10月末までに学校開放委員長への説明及びヒアリングを実施します。	・11月に学校開放委員長への説明及びヒアリングを実施しました。	・学校及び開放利用団体に対し新たな仕組みの内容を説明するとともに、優先利用のルールなど運用の詳細について意見聴取します。	
		②現・南第二小の 学校施設利用	学校・学校施設 利用団体等と調整		学校施設利用の終了			-	-	・学校開放委員長に対し、各地区毎の統廃合の全体スケジュール及び各学校の工事スケジュールの確認を行い、開放団体への影響時期等について説明を行いました。あわせて、工事期間中や統廃合後の開放利用について、各開放委員長にヒアリングを実施しました。	
		③現・南成瀬小の 学校施設利用			学校・学校施設 利用団体等と調整			-	-	・2024年6月までに南成瀬小利用団体と仮校舎建設に伴う利用制限箇所及び開放物品の現地確認を行います。 ・2024年7月から南成瀬小の校庭の一部が利用中止となるため、2024年6月末までに工事エリア内の開放物品の搬出を完了します。	
4章7	学校跡地 【政策経営部企画政策課】	学校跡地の活用	跡地活用の方向性検討		跡地活用の大まかな 方向性の決定		校舎解体 跡地活用の詳細検討(・決定)		・新たな学校づくり推進協議会や南成瀬地区の跡地となる学校周辺の町内会・自治会連合会、町内会・自治会と意見交換を行います。(6・7月実施済。) ・民間事業者に対し、学校跡地活用のアイデア募集行います。(5～7月実施済。) ・また、11月に国土交通省が主催するサウンディング(官民対話)に参加し、民間事業者との意見交換を行います。	・5月に第1回新たな学校づくり基本計画推進協議会、8月に高ヶ坂・成瀬地区町内会連合会、6月と10月に南成瀬地区の跡地となる学校周辺の町内会と学校跡地活用の検討の進め方やスケジュールの共有に加え、意見交換を行いました。 ・5月～8月に、民間事業者に対し、学校跡地活用のアイデア募集行い、対話を希望する事業者と意見交換を行いました。また、11月に国土交通省が主催するサウンディング(官民対話)に参加し、民間事業者との意見交換を行いました。 ・あわせて、市による活用方法についても、調査・整理し、方向性を検討しました。	・引き続き、学校跡地周辺にお住まいの皆さまとの意見交換を重ね、いただいたご意見を踏まえ、跡地の具体的な活用方法を検討していきます。
5章1	新たな学校づくり推進協議会 【学校教育部 新たな学校づくり推進課】	新たな学校づくりに関する取組に係る協議・進捗確認	推進協議会の開催・協議及び進捗確認の実施					・新たな学校づくりに伴い検討等が必要な事項について協議を行うとともに、その進捗確認を行います。	・新たな学校づくりに伴い検討等が必要な事項について協議を行うとともに、その進捗確認を行います。	・引き続き、新たな学校づくりに伴い検討等が必要な事項について協議を行うとともに、その進捗確認を行います。	